

河川愛護月間実施要領

上三川町河川愛護会は毎年7月及び8月を「河川愛護月間」として定めて、河川の機能維持、河川環境の美化を図るため、次の要領で「河川愛護月間」事業を実施する。

1 実施期間

平成●●年7月1日（●）から平成●●年8月31日（●）まで（2ヶ月間）

2 実施場所

町内全域の河川・用水路等

3 実施団体

賛同いただける自治会

4 実施内容

- (1) 堤防の天端、のり面等の修繕、雑草の除草作業
- (2) 投棄空き缶の回収等美化作業
- (3) 河川管理施設（水門、堰、床止め等）の点検、整備及び清掃作業
- (4) 植樹施設の清掃及び整備作業

5 町で実施するゴミの回収について

- (1) 実施日時 **平成●●年8月●日（●）**

午前9時30分から順次回収を予定しています。

雨天決行（荒天等により回収を中止する場合は、午前7時以降栃木テレビのデータ放送により周知を予定しています。）

中止の場合は、平成●●年8月●日（●）に実施します。

その際は、粗大ゴミ等、ゴミステーションへ出せないゴミの回収になります。

- (2) 実施方法 可燃ゴミと不燃（埋立）ゴミに必ず分けポリ袋に入れて収集をお願いします。

- (3) 収集場所 町で実施している環境美化運動（平成●●年5月●●日（●）実施）の収集場所と同じです。

6 町で実施するゴミの回収を利用しない場合のゴミの出し方について

- (1) 小枝・汚れた紙・布・ペットボトル等は、**可燃ゴミ**として（半）透明ポリ袋に入れて各自治会の指定された曜日にゴミステーションに出してください。

(2) 汚れた缶・瓶等は、**不燃（埋立）ゴミ**として**ポリカゴ**に入れて各自治会の指定された曜日にゴミステーションに出してください。

(3) 粗大ゴミがあった場合は、ゴミステーションと離れた箇所に置いていただき、**都市建設課**まで連絡をしてください。

※（１）と（２）については、汚れているゴミは資源として再生できないので、このような取扱いとなります。また、町ではポリカゴの用意はできませんので、各自治会にてご用意のうえ、ゴミの取扱いをお願いします。

7 河川愛護活動中における傷害保険および保険金請求の手続きについて

(1) 保険適用範囲

【被保険者】

河川の清掃作業に参加した町民で、当該作業中に作業を原因として傷害を受けたものが対象となります。

(2) 保険金請求の手続き

事故が発生したら直ちに上三川町河川愛護会に連絡の上、書面（別紙様式、事故報告書）により1部提出してください。

連絡後、上三川町河川愛護会から県河川愛護連合会に事故報告をします。

（※事故の日から10日以内の事故通知が必要ですので早めに報告をお願いします。）

8 作業実施結果報告

●月●●日（●）までに作業実施結果報告書（様式1）及び位置図（様式2）をご提出ください。

9 奨励金交付

現金で交付しますので、**●月●日（●）から●●日（●）**までの間に判子を持参のうえ、来庁してください。

※奨励金の交付は●月●日（●）以降なので、それ以前に書類を提出される場合は、奨励金の交付は行っておりませんのでご注意ください。